

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1の視点》

4-1-① 大学の個性・特色に即した自己点検・評価項目の設定

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【4-1. 事実の説明】

##### 4-1-①

個性・特色に即した自己点検・評価項目として、「教養教育の取り組み」「職業教育の取り組み」「地域貢献の取り組み」の3項目を設定した。

#### 1 教養教育の取り組み

##### (1) 基礎教育科目

「基礎教育科目」は、本学の建学の精神である敬田院設立の精神を実践的に学ぶ「仏教Ⅰ～Ⅳ」および建学の祖である聖徳太子の事績・教えを学ぶ「聖徳太子概説」を柱としている。

##### (2) 共通教育科目

###### ①「大学基礎演習」

近年、入学試験の多様化等の理由から様々な学生が入学するようになり、大学4年間の学修および生活を順調に進める基礎作りのための初年次教育の重要性が強く認識されている。

本学の初年次教育は、「共通教育科目」Ⅲ類の「大学基礎演習」（1 Semester開講）において、建学の精神の理解を基本に、学習・生活にわたる初歩的な課題を自覚し、求められる基礎的知識・技能・態度を修得することで、学部学科・専攻コースへの所属感を確かなものとし、以後の大学生活への見通しをもつことを目的に展開している。

###### ②「キャリア研究」

「共通教育科目」Ⅲ類には、入学時から社会のしくみや労働の意義を学び、就職活動に必要な能力・技術を養うことを目的とする「キャリア研究」という科目を設け、学年に応じた学習内容を順に従って学べるよう授業を配列している。

###### ③「実践文書作成」

在学中のレポート作成のみならず就職後も文書を書くことは重要で、情報化の進展にともない文書作成能力がますます求められるようになっている。

本学ではキャリア能力としての側面も重視し、「共通教育科目」Ⅲ類の「共通教養研究」に「実践文書作成」を設け、小論文作成の基礎力の養成を図っている。

## 2 職業教育の取り組み

### (1) キャリア教育科目について

1年次生より授業としてキャリア関連科目を開講し、系統的にカリキュラムを構築している。

### (2) 各種ガイダンスについて

授業以外にも3年次生を対象に社会人を招聘して様々なガイダンスを行っている。

### (3) 教員養成について

教員採用試験に合格した学生へ実施している「あしたの学級」研究講座は、まもなく教壇に立つ学生にとっては、大きな励みと自信に繋がっている。

### (4) インターンシップについて

インターンシップは、教育学部・経営学部では単位化してカリキュラムに組み入れている。人文社会学部はキャリアセンターにおいて、大学コンソーシアム大阪インターンシップを紹介している。

## 3 地域貢献の取り組み

エクステンションセンターでは、地域との共生を見据え、本学の所有する知的資源と教育研究情報等を広く社会に示すため、オープンカレッジをはじめ様々な機会を提供している。

- (1) オープンカレッジ
- (2) 介護技術講習会
- (3) 教員免許状更新講習兼認定講習
- (4) I B U桜WEEKS
- (5) 生涯学習フェスタ
- (6) 各種講座等
- (7) 高大連携

### 4-1-②

自己点検・評価の実施について、平成4年から学則第3条に「…本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。…」と定めているように、自己点検・評価を大学運営上の重要事項と位置付け、公教育機関としての社会的使命を果たすためにも既存組織において自ら点検評価することが必要であると認識している。

また、平成5年には「自己点検・自己評価委員会規程」を整備し、自己点検・評価の実施体制について次のとおり規定している。

- 委員長 …………… 常務理事
- 教学推進委員長 …… 学長
- 管理推進委員長 …… 事務局長
- 教学推進委員 ……… 各部長、センター長、副部長、副センター長（教育職員）
- 管理推進委員 ……… 各課長（事務職員）
- 委員会事務局 ……… 総務課総務係

これらの自己点検・自己評価委員会を中心として、大学の各部門において出来るだけ多く

の教職員が自己点検・評価に関わるよう、全学的な体制で実施している。

また、各管理部門のほか、自己点検・評価の一環として各教育職員においても各自の「教員個人調書」「教育研究業績書」を委員会事務局へ毎年提出している。平成23年度自己点検・評価からは従来の専任教職員のほか、非常勤教育職員も「教員個人調書」「教育研究業績書」を提出することとした。

このように、本学の自己点検・評価は自己点検・自己評価委員会を中心として、大学の各管理部門、各教育職員が関わる全学的な体制で実施している。

#### 4-1-③

本学の自己点検・評価は年度毎に毎年、自己点検・自己評価委員会を中心とする全学的な体制で実施している。

年度毎の全学的な「自己点検・評価」と学校教育法施行令第40条で7年以内と定められた「認証評価」を改革・改善のための基本評価スケジュールとして継続的に実施し、本学の教育研究活動等の質向上に資するよう努めていく。

本学における過去5年間の自己点検・評価の活動状況は次に示すとおりである。

平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「自己点検・自己評価委員会規程」の改正を行う。</li> <li>○『自己評価報告書（平成18年9月）』を取り纏めると同時に、ホームページへ同報告書を掲載する。（9月）</li> <li>○日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づいた全学的な自己点検・評価という方法を継続し、自己点検・評価作業に入る。（12月）</li> </ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専任教員の教育研究業績等（平成19年度版）取り纏め（1月）</li> <li>○『自己評価報告書（平成19年9月）』を取り纏めると同時に、ホームページへ同報告書を掲載する。（9月）</li> <li>○日本高等教育評価機構へ平成20年度認証評価受審の申請を行う。</li> <li>○日本高等教育評価機構の認証評価実施要領等に基づき、自己点検・評価作業に入る。（12月）</li> </ul>
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専任教員の教育研究業績等（平成20年度版）取り纏め（1月）</li> <li>○認証評価受審年度につき、受審大学対象の各種説明会へ参加し学内への情報の共有化を図る。</li> <li>○「自己点検・自己評価委員会規程」の改正を行い、自己点検・自己評価委員会を認証評価受審に対応する組織とした。</li> <li>○書面調査（6月「自己評価報告書」と各種資料を提出）および実地調査（11月）</li> <li>○平成21年度自己点検評価の開始（12月）</li> </ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専任教員の教育研究業績等（平成21年度版）取り纏め（1月）</li> <li>○認証評価の結果、「認定」の評価を受ける。（3月）</li> <li>○認証評価結果および自己評価報告書をホームページへ掲載する。（4月）</li> <li>○『平成20年度大学機関別認証評価 評価結果報告書/自己評価報告書』を合冊のうえ学内配布する。（6月）</li> <li>○『自己評価報告書（平成21年9月）』を取り纏めると同時に、ホームページへ同報告書を掲載する。（9月）</li> <li>○認証評価で示された「改革・改善を要する点」への対応状況について調査（10月～11月）</li> <li>○平成22年度自己点検評価の開始（12月）</li> </ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専任教職員の教育研究業績等（平成22年度版）取り纏め（1月）</li> <li>○日本高等教育評価機構説明会（平成24年度新評価基準（第一次案）について）（7月）</li> <li>○『自己評価報告書（平成22年9月）』を取り纏めると同時に、ホームページへ同報告書を掲載する。（9月）</li> <li>○平成23年度自己点検評価（平成24年度新評価基準に基づく自己点検評価）の開始（12月）</li> </ul>

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専任教育職員の教育研究業績等（平成23年度版）取り纏め（1月）</li> <li>○ 非常勤教育職員の教育研究業績等（平成23年度版）取り纏め（2月）</li> <li>○ ホームページへ「教育研究等の情報」の公表を実施する。（4月）</li> </ul>
--------	---

#### 【4-1. 自己評価】

上記のように、学則第3条および「自己点検・自己評価委員会規程」により、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、自己点検・自己評価委員会を中心とした全学的な体制で年度毎に毎年、自己点検・評価を適切に実施している。

#### 【4-1. 改善・向上方策】

年度毎の自己点検・評価を自己点検・自己評価委員会を中心とした全学的な体制で継続的に実施し、本学の教育研究活動等の質向上を図る。

平成23年度からは非常勤教育職員についても「教員個人調書」「教育研究業績書」を提出することとすることで、より多くの教職員が自己点検・評価に関わるようにした。

【資料4-1-1】大学独自の評価項目及びその趣旨、領域、評価項目、評価の視点

【資料4-1-2】IR(Institutional Research)機能の構築の現況及び計画、IRの活用状況を示す資料

【資料4-1-3】自己点検・評価のための組織及びその学内の位置づけ等に関する資料

### 4-2 自己点検・評価の誠実性

#### 《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価結果の学内共有と情報公開

#### 【4-2. 事実の説明】

##### 4-2-①

自己点検・評価は、各管理部門による各種データ表の作成、資料の収集から始まり、それらに基づいた客観性・透明性の高い自己点検・評価に努めている。

管理部門単位の自己点検・評価に続き、各種データ表を含め、各部門相互のチェックも行っている。

また、教育職員においては各自の「教員個人調書」「教育研究業績書」を毎年作成し、自己点検・自己評価委員会へ提出しており、自己点検・評価活動や大学の人事管理における基礎的資料となっている。

##### 4-2-②

自己点検・評価においては、各管理部門においてデータの収集など各項目の現状についてまず把握し、その上で問題点を洗い出し、改善策を検討している。

データの種類としては、日本高等教育評価機構の指定する各種データ表、資料を基本とするほか、「学生による授業評価アンケート」や「入学生アンケート」「卒業生アンケート」などの各種アンケート結果や、各部門で管理している各種データ・資料に基づいている。

また、自己点検・評価の一環として、教育職員は「教員個人調書」「教育研究業績書」を

毎年、自己点検・自己評価委員会へ提出しており、委員会事務局においてこれらの情報を収集・蓄積し、必要に応じて各管理部門へデータ提供している。平成23年度からは従来の専任教育職員に加えて、非常勤教育職員も提出することとした。

教育職員においては、各自の教育研究状況を継続して把握することにより、研究活動の活性化と向上を図るとともに、更には本学のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育活動の質向上にもつなげていくよう努めている。

#### 4-2-③

自己点検・評価結果の公開については、年度毎に実施している。学内においては「自己評価報告書（本編・データ編・資料一覧）」の冊子を全専任教育職員と事務局全部署へ配布することで本学の現状と課題等の認識の共有化を図り、改革・改善に資するよう努めている。学外へはホームページに同報告書全文を掲載することによって、本学の関係者はもとより広く一般社会へ公開している。

また、平成20年度には日本高等教育評価機構において第1回目の認証評価を受審し、機関別評価として「認定」の評価を受けたが、その際の「認証評価結果報告書」も「自己評価報告書」と併せて、学内外へ広く公開している。

更に、平成23年4月からは新たに、自己点検・評価の一環として専任教育職員全員の「教育研究情報」をホームページで公開している。

教育職員の「教育研究情報」を公開することにより、本学の教育研究活動に携わる人的資源の透明性の確保と質向上を図るとともに、教育研究活動のより一層の活性化と向上を目指している。

#### 【4-2. 自己評価】

本学の自己点検・評価は、各部門の保有するデータ・資料に基づいた現状把握と問題点の発見、そしてそれへの対応を、全学的な体制で継続して行っており、適切と考える。

また、自己点検・評価の結果は、年度毎に冊子にまとめると同時にホームページで公開することで、学内における情報共有と学外への情報公開も出来ており、透明性は高いと考える。

#### 【4-2. 改善・向上方策】

平成23年度からは専任教育職員に加えて、新たに非常勤教育職員も「教員個人調書」「教育研究業績書」を毎年提出することとし、また、専任教育職員の「教育研究情報」については、全員の情報をホームページで公開することとした。

教育研究活動等の情報公開については、学校教育法施行規則第172条の2によって平成23年度からの公開義務項目が定められたが、専任教育職員の「教育研究情報」以外についても、ホームページにおいて既に公開している。

このように、各管理部門および全教育職員による全学的かつ継続的な自己点検・評価の実施により、教育研究活動等の透明性を確保するとともに、一層の活性化と向上を図る。

【資料4-2-1】自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と情報公開の状況を示す資料

【資料4-2-2】自己点検・評価の客観性・適切性を示す資料

### 4-3 自己点検・評価の有効性

#### ≪4-3の視点≫

#### 4-3-① 評価結果の活用のための経営サイクル(PDCA)の仕組みの確立

##### 【4-3. 事実の説明】

自己点検・評価は、年度単位で全学的に毎年実施しており、各部門ではエビデンスに基づいた現状の把握に努め、問題点については改善策を検討している。自己点検・評価結果については、冊子やホームページで公開している。これらの実施により、経営サイクル(PDCA)における、特に「Check(点検・評価)」の機能は果たせていると考える。

自己点検・評価に基づいて、どのように「Act(処置・改善)」していくのかという点が重要であり肝心であるが、各部門相互のチェックによって問題点等があれば、各部門において改善策について検討し鋭意努力を重ねている。

##### 【4-3. 自己評価】

上記のとおり、経営サイクルにおける「Check(点検・評価)」機能の一端は果たせていると考える。

##### 【4-3. 改善・向上方策】

本学の現状、特に改善すべき問題点等に対し、実際にどのように改革・改善を進めていくのか、「Check(点検・評価)」機能の一つとして全学的かつ継続的に自己点検・評価を実施するとともに、教育研究、学生支援、および管理運営等の質向上に資するための方策を常に追求し、自己点検・評価の実効性を高めていく。

#### 【資料4-3-1】自己点検・評価及び認証評価の結果を改善・向上につなげるシステムの構築及びその運営状況を示す資料

#### 【資料4-3-2】過去の自己点検・評価及び認証評価の結果の活用状況を示す資料

### 【基準4. 自己評価】

自己点検・評価活動については、自己点検・評価の実施を学則第3条に定め、その実施体制を「自己点検・自己評価委員会規程」に定め、自己点検・自己評価委員会を中心とした全学的な体制で、教育研究等をはじめとする大学運営全般の質向上を図るため、毎年継続的に実施している。また、教育職員においては、「教員個人調書」「教育研究業績書」を自己点検・自己評価委員会へ毎年提出し、各自の教育研究状況を継続的に把握し、研究活動の活性化と向上を図るとともに、本学のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育活動の水準向上にもつなげていくよう努めている。

「自己評価報告書」の学内配布により本学の現状と課題等の認識の共有化を図り、改革・改善に資するよう努めるとともに、ホームページへ同報告書を掲載することによって、広く学外への公開も実施している。

平成20年度には日本高等教育評価機構にて第1回目の認証評価を受審し、「認定」の評価を得たが、その際の「認証評価結果報告書」も併せて学内配布し、ホームページにも

掲載し、広く社会へ公開している。

**【基準 4. 改善・向上方策】**

平成23年度から、従来の専任教育職員に加えて、非常勤教育職員も「教員個人調書」「教育研究業績書」を毎年提出することとする。（「教育研究業績書」については、専任教育職員は過去10年分、非常勤教育職員は過去5年分）また、専任教育職員の「教育研究情報」をホームページで新たに公開する。

これらにより、本学の教育研究活動に関わる人的資源の透明性確保と質向上を目指す。

また、平成23年度から学校教育法施行規則第172条の2により、教育研究活動に関する事項の情報公開が義務化されることも踏まえ、教育研究活動等の情報公開をより積極的に進め、透明性の確保と質向上を図る。